

件名：定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき措置の通知に係る事項の公表

沖縄県監査委員公表第3号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成21年3月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月5日

沖縄県監査委員 又 吉 春 三
沖縄県監査委員 幸 地 啓 子
沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀
沖縄県監査委員 池 間 淳

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

(平成14年度監査結果報告分)

1 未利用施設及び土地の利用促進について

- (1) 指摘の内容 那覇署待機宿舎については、老朽狭隘等の理由から平成10年8月から入居者がいない状態が続いている。財産管理上適正を欠くので、今後の施設の利用方法について検討する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成20年度に改修工事を実施した。平成21年3月末現在11戸中7戸（入居率64パーセント）の入居となり利用状況が改善されている。

(警察本部厚生課)

(平成19年度監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ364,827,901円増加している。引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成19年度	110,966,003,231円	106,236,129,625円	571,234,995円	4,173,900,779円	95.7%
平成18年度	101,630,690,655円	97,250,041,236円	575,268,535円	3,809,072,878円	95.7%
対前年度比	109.2%	109.2%	99.3%	109.6%	-

イ 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	65,496,183円	8.6%	0.8%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 個人県民税については、平成20年度より、「個人県民税徴収対策チーム」を編成し、全県税事務所を兼任する職員等をチーム員として専任させ、「短期併任制」や「直接徴収」などの集中的な徴収対策を実施すると同時に、市町村との連携強化を図った。

自動車税については、滞納整理強化月間を従来より1ヶ月早め9月より実施し、滞納処分の早期着手を図った。

(総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

イ 土地貸付料については、滞納者に対して督促状の発送や戸別訪問による催促、また、連帯保証人への催告等を行っており、今後も未済額の圧縮に努める。

(総務部管財課)

2 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き

徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	299,107,613円	65.4%	0.3%
違約金及び延納利息	5,151,752円	82.5%	△17.3%
児童福祉施設負担金	126,824,396円	83.1%	△7.3%
生活保護費返還金	62,129,956円	71.1%	80.7%
未熟児養育医療負担金	3,609,311円	22.3%	25.8%
看護師等修学資金返還金	3,294,632円	13.2%	5.7%
建物使用料等	1,359,096円	11.1%	139.9%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付元利収入等については、「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づいた督促や面談、督促月間等の償還活動を推進することにより、収入未済の解消に努めた。また、償還率の改善にあたっては、口座振替による納付を促進し、返済における利便性を図っている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 児童福祉施設負担金については、戸別訪問を実施し催告を行うとともに、口座振替による納付を勧めた。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各児童相談所)

ウ 生活保護費返還金について各福祉保健所では、歳入担当者が督促状の送付や電話等による収入未済金の徴収に努めるとともに、担当ケースワーカーは訪問時に分納指導や督促を行った。また、福祉・援護課では、各福祉保健所に対して、歳入担当者と担当ケースワーカーとの同行訪問等による返還金徴収努力の督促をした。また、債権管理におけるケースワーカーの役割を一層明確にするために「生活保護法による返還金、徴収金の事務取扱要領」の見直しに着手した。

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

エ 未熟児養育医療負担金については、債権の消滅時効が到来している平成13年度の収入未済76件530,945円については、11月に不納欠損処理を行った。時効の到来していない債権については、未熟児養育医療負担金の徴収マニュアルに基づき、督促状の発行などの債権管理を行っている。督促により平成19年度分の26件335,888円の未収金を回収した。

(福祉保健部健康増進課)

オ 看護師等修学資金返還金については、滞納者への督促強化や、状況に応じた返還計画の見直しを行うことにより、収入未済の解消と発生防止に努めている。

(福祉保健部医務・国保課)

カ 建物使用料等については、収入未済額の圧縮を図るため、滞納者に対して戸別訪問や文書による催促等に努めている。

(福祉保健部福祉・援護課)

3 国庫委託金の受入れが遅れていたもの

(1) 指摘の内容 国庫委託金の受入れについて、調定・請求事務が約7ヶ月遅延したため、当該委託金の受入れが相当期間遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 平成20度は、国庫の示達を確認し、調定・請求事務を速やかに行った。今後は適正な事務処理を行う。

(福祉保健部福祉・援護課)

4 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

--	--	--

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金元利収入	582,325,431円	84.6%	1.5%
違約金及び延納利息	83,588,635円	98.5%	△0.3%
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	93,120,000円	60.8%	4.7%
違約金及び延納利息	2,339,887円	88.2%	△8.9%
林業改善資金貸付金元利収入	47,195,000円	85.4%	△1.1%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 農業改良資金貸付金元利収入等については、延滞者及び連帯保証人に対して、督促状の送付や個別面談の実施等の償還指導を行うとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成21年3月末時点で37,727,332円を回収した。

また、農業協同組合や農業改良普及センター等の関係機関と連携した技術・経営指導を行うことで、延滞者の経営改善を促す取組みを行っている。

(農林水産部農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等については、漁業協同組合及び水産業改良普及センターと連携し、借受者及び連帯保証人に対して電話、督促状の送付等により支払督促を行い、6,348,000円を回収した。新規延滞者に対しては、早期に電話督促や文書での督促を行い、新たな未収金の発生を抑制している。

(農林水産部水産課)

ウ 林業改善資金貸付金元利収入等については、収入未済額の改善を図るため、林業改善資金の借受人等に対し、個別訪問等による督促を行うとともに、償還方法の指導、経営改善の助言等を行い、未収金回収と新たな未収金の発生抑制に努めた。

(農林水産部森林緑地課)

5 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 さとうきび総合利用実用化支援事業委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであったが、約7ヶ月遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づいた適切な執行に努める。

(農林水産部糖業農産課)

6 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,636,178,767円	83.3%	5.7%
違約金及び延納利息	61,558,857円	98.9%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要 貸付先の個別訪問による督促の強化及び連帯保証人の資産回収調査等、債権回収に向けた取り組みを強化すると共に企業の経営診断・指導助言等を行って経営改善を促し、新たな未収金の発生防止に努めている。

また、平成20年度より設備近代化資金については、民間の債権回収会社に委託し回収の強化を図った。

(観光商工部経営金融課)

7 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 フィルムオフィス推進事業補助金の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが、約8ヶ月遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づいて適切な事務処理に努める。

(観光振興部観光振興課)

8 国庫委託金の受入れが遅れていたもの

(1) 指摘の内容 国庫委託金の受入れにおいて、調定・請求事務が約10ヶ月遅延したため、当該委託金の受入れが相当期間遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 平成20年度は、当該国庫委託金により支弁する市町村等への委託料概算払い後、速やかに国庫請求を行った。

(土木建築部港湾課)

9 調定・請求事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 土地使用料の収入において、調定・請求事務が約9ヶ月遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 本件の使用料については既に平成20年4月25日に納入されているが、今後の取扱についても担当者間で連携・確認等を取りながら速やかに、かつ適正な手続きを行っていききたい。

(土木建築部下水道管理事務所)

10 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、まだ多額にのぼっており、引き続き収納率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	759,506,465円	13.9%	△6.8%

(2) 講じた改善措置の概要 指定管理者においては、滞納1ヶ月から訪問・電話・文書による督促を開始し、滞納額が少額のうちに措置を講じる等の対策を行っている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置（明渡し訴訟の提起 平成20年度46件）を実施し、収納率の向上に努めた。今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層収入未済額の圧縮を図る。

(土木建築部住宅課)

11 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容 リース車両と公用車両が活用されているなかで、公用車両の年間稼働日数（35日）が少ないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要 公用車及びリース車両の使用状況を見極め、平成20年度中にリース車3台の契約更新を見送り、公用車の利活用を高めた。

(土木建築部南部土木事務所)

12 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 医業未収金（個人負担分）の回収状況は次のとおりで、前年度末より6.3パーセント減少しているが、まだ多額にのぼっており、未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。

	調 定 額	収入済額	収入未済額	収納率
平成19年度	31,785,136,416円	30,039,496,336円	1,745,640,080円	94.5%
平成18年度	29,988,411,590円	28,126,241,245円	1,862,170,345円	93.8%
対前年度比	106.0%	106.8%	93.7%	—

(2) 講じた改善措置の概要 未収金対策については、病院全職員の意識向上、院内各部門の連携を強化することにより発生防止と早期回収に努めている。

また新たな取り組みとして、北部病院において平成20年7月から未収金発生初期段階における債権の収納業務を民間債権回収業者へ委託し、早期回収、長期滞納者縮減に取り組んでおり、他の県立病院でも平成21年4月から実施予定である。

(病院管理局県立病院課、各県立病院)

13 契約書・請書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容 薬品及び診療材料の購入に当たって、沖縄県病院事業局財務規程に基づき契約書又は請書の作成が必要である契約において、契約書等が作成されていなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づいて適切な執行に努める。

(病院管理局北部病院)

14 契約額が予定価格を上回っていたもの

(1) 指摘の内容 持続緩除式血液浄化装置の購入に当たって、指名競争入札で落札者がなく随意契約を行っていたが、その際予定価格の範囲内で契約すべきところ、これを超えた価格で契約を締結していた。

(2) 講じた改善措置の概要 平成20年度は、指名競争入札で落札者がなかった場合、予定価格の範囲内で随意契約している。

(病院管理局八重山病院)

15 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容 100万円以上の契約については、沖縄県病院事業局財務規程に基づき予定価格調書の作成が必要であるが、工事請負契約8件について作成されていなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成20年度は、100万円以上の契約については、すべて予定価格調書を作成している。

(病院管理局八重山病院)

16 診療報酬請求事務について努力を要するもの

(1) 指摘の内容 平成19年度におけるレセプトの過誤による返戻状況は0.79パーセントで前年度に比べて0.02ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 各病院においては、医師と診療報酬算定担当によるレセプトの点検強化、職員による請求前のダブルチェックなどの対策をとっている。

また、医療事務の委託専門職員を県立病院課に配置し、各病院を巡回しながらカルテ・伝票・レセプト等のチェックや算定指導、保険診療にかかる勉強会等を実施し、診療報酬請求事務の適正化に努めている。

(病院管理局県立病院課、各県立病院)

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成19年度監査結果報告分)

1 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄県社会福祉協議会では、沖縄県総合福祉センター塵芥処理業務委託（契約金額1,081,500円）の入札において、入札不調により最低価格提示者と随意契約で委託業務を締結したが、その際、予定価格を超えて契約した。

経理規程では、入札不調により随意契約で契約を締結する場合、予定価格を変更できないと定められていることから、今後は経理規程に基づき処理する必要がある。

(福祉保健部所管)

イ 株式会社トロピカルテクノセンターでは、適切でない事務処理が次のとおりあったので、是正する必要がある。

(ア) 設備管理業務委託契約（契約金額9,564,949円）及び空調設備管理業務委託契約（契約金額2,170,350円）について、必要な予定価格調書が作成されていない。

(イ) 清掃・環境衛生業務委託（契約金額4,704,000円）の入札において、入札不調により最低価格提示者と随意契約で委託業務を締結したが、その際、予定価格を超えて契約した。

財務規程では、入札不調により随意契約で契約を締結する場合、予定価格を変更できないと定められていることから、今後は財務規程に基づき処理する必要がある。

(観光商工部所管)

(2) 講じた改善措置の概要

ア 今後は経理規程等に基づき適正に処理する。

(沖縄県社会福祉協議会)

イ 今後は財務規程等に基づき適正に処理する。

(株式会社トロピカルテクノセンター)

2 会計事務等に改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県セルフセンターでは、適切でない事務処理が次のとおりあったので、是正する必要がある。

ア 給与規程に支給の定めのない業務手当が支給されていた。

イ 1件50万円を超える物件を取得する場合には、理事長の決裁事項となっているが、車輛の購入に当たってその決裁がされていない。

なお、前年度も同様の事務処理がなされ会計事務の改善を求めたところである。

所管課においては、会計事務の適正化に向けた指導を徹底されたい。

(福祉保健部所管)

(2) 講じた改善措置の概要

ア 非常勤職員の業務手当について、適正な処理を行うため、給与規程を改正する予定である。

イ 事務処理体制を強化するため、平成20年度から常勤の事務局長を置いている。

今後は会計規程等に基づき適正に処理する。

(財団法人沖縄県セルフセンター)

3 財務諸表の適正化について

- (1) 指摘の内容 沖縄マリトレジャーセイフティービューローでは、平成18年度に取得した車輛が財務諸表に資産として記載されていないので、適正に処理する必要がある。

(警察本部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 平成20年度収支決算報告において財務諸表に記載する予定である。今後は資産管理を徹底し、会計処理規程に従い適正に事務を行う。

(沖縄マリトレジャーセイフティービューロー)

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成18年度監査結果報告分)

1 払下規程を適用すべき生産物について

- (1) 指摘の内容 現行の払下規程で対象とする生産物は、事前申請、代金の前納、成績の報告等が規定されていることから、試験研究等の成果として、広く県内に普及を図る必要のある種苗や種畜、家畜の精液等であると思われる。

しかし、現行の払下規程ではすべての生産物を対象としていることから、適用に問題が生じているので、本来の趣旨に沿って整理する必要がある。

また、試験研究等の結果生じた生産物や農業大学校における実習生産物のように、地域住民等に売り払いされる生産物は、現行払下規程による事務処理に無理があると思われるので、現場の実態を十分に把握し、当該払下規程の見直しや取扱要領の制定等を検討し、適正化を図る必要がある。

(2) 講じた措置の概要

ア 農業研究センター生産物払下規程の一部を改正し、題名を農業研究センター生産物譲渡規程に改めた。(平成20年6月24日施行)

(農林水産部農業研究センター、農業研究センター宮古島支所)

イ 畜産生産物譲渡規程を制定した。(平成21年4月1日施行)

(企画部畜産研究センター、北部農林水産振興センター、宮古農林水産振興センター、八重山農林水産振興センター、農林水産部中央家畜保健衛生所、農林水産部家畜改良センター)

ウ 水産生産物譲渡規程を制定した。(平成21年3月30日施行)

(企画部水産海洋研究センター、水産海洋研究センター石垣支所、農林水産部栽培漁業センター)

エ 沖縄県海洋深層水研究所生産物払下規程の一部を改正し、題名を沖縄県海洋深層水研究所生産物譲渡規程に改めた。(平成20年6月24日施行)

(企画部海洋深層水研究所)

オ 沖縄県立農業大学校生産物譲渡規程を制定した。(平成20年12月5日施行)

(農林水産部農業大学校)

カ 林業種苗譲渡規程を制定した。(平成21年4月1日施行)

(企画部森林資源研究センター、農林水産振興センター、南部林業事務所)

2 領収証の交付等について

- (1) 指摘の内容 生産物の払下げにおいて、地域住民等に対する即売等で、現金を直接収納する場合は、

出納機関は財務規則第46条第1項に基づき領収証を交付する必要があるが、各現場での取り扱いは、次のとおりとなっている。

ア 生産物の件数が多いため事務が煩雑になることや農林高校祭等のように複数箇所において一斉販売を行う場合は、領収証を交付することは実態的に無理があるので交付していない。

(農林水産部農業研究センター、各農林高校等)

イ 地域住民等に対して生産物の即売を行っているが、事務処理上、担当職員へ一括販売の形で、当該職員に対して納入通知書を発行している。

(農林水産部農業大学校)

(2) 講じた措置の概要

ア 平成19年度から財務規則に基づき適切な事務処理(領収証の交付)を行っている。

(農林水産部農業研究センター)

イ 沖縄県財務規則の一部を改正し、「会計管理者が特に認めたものについては、領収証の交付を省略することができる。」ことに改めた。(沖縄県財務規則の一部を改正する規則 平成21年4月1日施行)

(教育庁各農林高校、農林水産部農業大学校)

(平成19年度監査結果報告分)

1 県有財産の有効活用に向けた取組の強化について

(1) 指摘の内容 未利用財産の一元的な管理の取組を強化するとともに、全庁的な推進体制を構築するよう努められたい。未利用地の効率的で有効な利活用、売却を図るため、民間の創意工夫や活力など多様な手法を取り入れることについても検討されたい。

(2) 講じた改善措置の概要 未利用地は、毎年度競争入札を実施しているが、平成19年度からは、地方自治法施行令第167条の2を適用した(再度入札に付して落札者がいない場合)随意契約の方法も採り入れて県のホームページで希望者を募り積極的な売却促進を図っている。

(総務部管財課)

2 未利用地の利用計画の策定及び見直し等について

(1) 指摘の内容 利用計画の策定が必要であるもの、利用計画の見直しが必要であるもの、建物等の撤去や改修が必要であるものについては、公有財産が地域の環境改善、活性化や街づくりのための有効な資産であるとの観点に立ち、県や市町村で公共的に活用する方策はないか、プロポーザル方式等により土地の活用手法を審査のうえ事業者を選定して処分する方法はないか、将来何らかの方策で活用することを前提に期限付きで貸し付ける、などの効果的な活用方策について検討して頂きたい。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 八重山家畜保健衛生所牧場・種苗圃跡地については、平成21年度当初予算において土地の鑑定費用を措置し、今後の活用・処分に向けて検討する。

(八重山支庁八重山家畜保健衛生所)

イ 農業試験場園芸支場跡地については、平成20年3月時点で建物等の解体工事を終え、平成21年3月末までに県道具志川環状線用地として分筆後、残地を管財課へ所管替えすることとしている。

(企画部科学技術振興課)

ウ 旧多良間空港跡地については、現在、多良間村において島興し事業の用地として計画されていることから、その進捗を踏まえ活用について検討することとしている。

(土木建築部空港課)

エ 名護商業高等学校跡地については、今後有効活用に向けて検討する。

(教育庁施設課)

オ 旧宮古警察署跡地については、交番建設用地を確保した上で、平成20年12月には残地を管財課に引き継いだところである。

(警察本部会計課)

カ 下地島空港残地については、現在、事業導入に向けての課題の検討並びに情報交換等を行うため、宮古島市及び県の関係課で構成する「下地島空港残地有効利用連絡会議」を設置し、下地島の有効利用の促進を図っているところである。平成20年5月には宮古島市から「下地島空港等利活用計画書」が提案されており、同年9月に「下地島空港残地有効利用連絡会議」に4つの専門部会を設置し、県及び市において、同計画書の内容を検証し、具体化するための作業を行っている。

(企画部地域・離島課)

キ 沖縄国際センター隣接未利用地については、平成19年3月に利用計画を廃止し、管財課への所管替えに向けて所在市(浦添市)へ当該土地の取得についての希望を照会しているところである。

(観光商工部交流推進課)

ク 石川保健所跡地については、うるま市の道路整備計画において、旧石川保健所跡地を横断する形で計画されているため、同市の計画の進捗を踏まえ活用について検討することとしている。

(福祉保健部健康増進課)

ケ 旧沖縄県駐留軍従業員等健康福祉センター跡地の利活用については、近隣の土地受給状況等を踏まえて検討する。

(観光商工部雇用労政課)

コ 新里第一増圧ポンプ場跡地などの利活用については、平成20年4月17日付け厚生労働省健康局長通知において、財産処分の弾力化が図られたことなどから、財政運営上の課題等も考慮しつつ有効活用を図るべく処理方針の見直しを行っているところである。

(企業局総務企画課)

3 造成地の分譲促進について

(1) 指摘の内容 中城港湾新港地区工業用地(平成12年度監査対象の未利用地209,801平方メートル及び平成12年度以降に生じた未利用地337,903平方メートル)、マリンタウン港湾管理用地(処分用地)(同17,760平方メートル及び同267,629平方メートル)については、産業の振興、雇用機会の創出、あるいは「職・住・レクリエーション」が一体となった魅力ある街づくりのため、多額の予算を投じて埋立・造成されたところである。

分譲地の早期売却に向けてこれまでも取り組んできたところであるが、土地売却収入により借入金の償還を行っているところから、社会経済情勢の変化に対応しつつ引き続き売却にむけて積極的に取り組まれない。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 中城港湾新港地区工業用地については、企業立地促進条例を制定する等、関係市町村及び関係部局と連携をとり、引き続き売却に向けて積極的に取り組んで行く。

(観光商工部企業立地推進課)

イ マリンタウン港湾管理用地については、関係市町村及び関連部局と連携を取り、引き続き売却に向けて積極的に取り組んで行く。

(土木建築部港湾課)

4 契約未済地や不法占有地の解消について

(1) 指摘の内容 去る大戦で、公図、公簿が焼失し果有地の境界及び地積が特定できないなどの諸事情により、未契約のまま第三者が占有している状態となった契約未済地や管理が不十分なため第三者が無断で占有している不法占有地については、売却や貸付契約又は退去等の措置を積極的に進められたい。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 契約未済地については、占有している個人や法人を個別訪問し、売却や貸付の方法で積極的に解消に向けて取り組んでいる。

(総務部管財課)

イ 不法占有地については、早期の不法占有状況の解消をめざし、売却や管財課への引継等の方針を進めているところであり、平成19年度においては2筆(1,680.54平方メートル)、平成20年度においては5筆(1,248.23平方メートル)の処分を進めており、現在も売却に向けて交渉を進めているところである。

(農林水産部森林緑地課)

5 袋地等の売却促進について

(1) 指摘の内容 袋地、狭小地、長狭地、傾斜地など単独で利用することの困難な未利用地は、今後の維持管理費用も考慮した場合、隣接地主に優先的に売却処分等を行うことが有効な方策である。その際には、市場の実勢価格や財産の個別要因を総合的に判断し売却可能な価格の算定により売払いを推進する工夫や、地域の環境保全及び管理負担の軽減を図るため花壇、緑地帯、駐車場等として貸し付けることなどについて検討されたい。

(2) 講じた改善措置の概要 単独利用が困難な土地の売却状況については、隣接地主に随意契約で売却を

進めている。価格は、近隣地域や類似地域の取引事例による比準価格を算出し市場の実勢価格を反映させて評価理論の範囲で出来る限り売却が成立するよう価格設定を行い売却の促進に努めている。

(総務部管財課)

6 市町村への貸付地の管理処分に係る総合調整について

- (1) 指摘の内容 市町村へ貸し付け有効活用が図られている土地及び市町村道として潰れ地となっている土地については、今後、県において活用する可能性が極めて低い状況にある。一方、県において市町村から借り受けている土地もある。

そのようなことから、市町村との間の貸付・借受の情報を一元管理し各部局に提供して、所在市町村と土地を交換することについて積極的に取り組まれない。

- (2) 講じた改善措置の概要 県が土地を取得する必要がある場合、または市町村から県有地の取得希望がある場合には、県有地と市町村有地との交換の手法も採用している。交換事務を円滑に進めることができるように、市町村との間における土地の貸付け及び借受けの状況を調査し、市町村ごと及び各施設ごとに整理した当該情報を各部局へ通知している。

(総務部管財課)

7 地域住民の生活道路となっている県有地の取扱いについて

- (1) 指摘の内容 地域の生活道路として住民が利用している県有地は、実態を考慮した時、将来にわたっても県で利活用することは事実上困難である。このような県有地について、所在市町村へ譲与を行うなど、地域住民の道路として安定的に供されるよう検討されたい。

- (2) 講じた改善措置の概要 市町村による道路整備、区画整理計画が当分の間、見込まれない地域において、早急な整備の必要があるとして住民から要望があり、市町村から協議がある場合、実情に応じて貸付又は譲与を検討していきたい。

(総務部管財課)